別表（第2条、第4条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価対象事項 | 評価対象組織 | 評価基準 | 点検・評価の方法 | 根拠資料・データ | 実施時期 | 備考 |
| 卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）の策定 | 学部・大学院 | 1 | 各教育課程（学部（教員養成課程・学科）及び大学院（修士課程・専門職学位課程）について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を定めていること。（１）卒業認定・学位授与の方針が大学等の目的に則して定められていること。（２）教育課程編成・実施の方針が大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針と整合性をもって定められていること。（３）学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること。 | 1-1 | それぞれの教育課程について定めた規定に左記（１）－（３）の内容が明文化されていることを確認する。 | 明文化された規定類 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目2-2-1 |
| 学部・大学院 | 2 | 卒業認定・学位授与の方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること。 | 2-1 | 卒業認定・学位授与の方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ・学生の学習の目標となっていること。・「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること。 | 公表している卒業認定・学位授与の方針 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-1-1教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 学部・大学院 | 3 | 教育課程編成・実施の方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること。 | 3-1 | 教育課程編成・実施の方針において、左記の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 | 公表している教育課程編成・実施の方針 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-2-1教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 学部・大学院 | 4 | 教育課程編成・実施の方針が卒業認定・学位授与の方針と整合性を有していること。 | 4-1 | 教育課程の編成及び実施の内容が、卒業認定・学位授与の方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているか、整合性を有しているかを確認する。 | 公表している教育課程編成・実施の方針及び卒業認定・学位授与の方針 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-2-2教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 自己点検評価の仕組み | 学部・大学院 | 5 | 教育課程ごとの点検・評価において、領域６の各基準に照らした判断を行うことが定められていること。 | 5-1 | 教職課程として認定を受けた教育課程については、教育職員免許法施行規則第22条の８が定める点検及び評価を行うことを含めて内部質保証の手順が定められていることを確認する。 | 内部質保証の手順を定めた規定類 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目2-2-2 |
| FDの実施 | 学部・大学院 | 6 | 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）を組織的に実施していること。 | 6-1 | ＦＤの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。 | ＦＤの内容・方法及び実施状況（報告書等） | 毎年度 | 機関別認証評価分析項目2-5-4教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 教育課程の体系性 | 学部・大学院 | 7 | 教育課程の編成が、体系性を有していること。 | 7-1 | 教育課程の体系性について、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。 | 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-3-1教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 7-2 | 教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系性が確保されていることを確認する。 | 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | 4年に1度 |
| 7-3 | 教職課程の体系性を確保するために、「履修カルテ」が整備され、履修指導や教職実践演習において活用されていることを確認する。 | 電子ポートフォリオの運用状況が確認できる資料 | 毎年度 |
| 7-4 | ICTの活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性が確保されていることを確認する。 | 情報機器の操作、教育課程と教育方法、各教科教育法のシラバス | 4年に1度 |
| 教育課程の構造 | 学部・大学院 | 8 | 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること。 | 8-1 | 一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 | ・分野別第三者評価の結果・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料・シラバス・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-3-2 |
| 学部・大学院 | 9 | 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること。 | 9-1 | 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。 | 明文化された規定類 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-3-3 |
| 学部・大学院 | 10 | １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること。 | 10-1 | １年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。 | １年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-4-1 |
| 学部・大学院 | 11 | 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること。 | 11-1 | 各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 | １年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-4-2 |
| 11-2 | 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。 | シラバス | 4年に1度 |
| 学部・大学院 | 12 | 履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること。 | 12-1 | 履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていることを確認する。 | ＣＡＰ制に関する規定 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-4-5教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 学部 | 13 | 学部における教育実習又は専門職学位課程における実習が、教育課程において体系的に編成され、適切に実施されていること。 | 13-1 | 教育実習への参加条件（必要単位の修得等）が適切に定められていることを確認する。 | 教育実習への参加条件が示されている資料（学生便覧等） | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-4-8教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 13-2 | 教育実習の事前指導・事後指導が適切に実施されていることを確認する。 | 事前指導・事後指導の実施要領等 | 毎年度 |
| 13-3 | 教育実習における大学教員の役割が定められており、それに沿った実習指導が行われていることを確認する。 | 実習の指導における教員の役割が明記されている資料 | 毎年度 |
| 大学院 | 13-4 | 実習校（連携協力校）と連携し、実習生に関する情報を共有するとともに、実習における課題について協議する場を設け、実習の改善に努めていることを確認する。 | 連携協力校との連携状況が確認できる資料 | 毎年度 |
| 学部 | 14 | 教職実践演習が体系的に編成・実施されていること。 | 14-1 | 教職実践演習がその趣旨を踏まえ、適切な時期に教育課程に位置付けられているかを確認する。 | 履修基準表、シラバス | 毎年度 | 教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 14-2 | 履修カルテが整備されており、教職実践演習において活用されていることを確認する。 | 教職実践演習のシラバス、電子ポートフォリオの活用状況が分かる資料 | 毎年度 |
| シラバスの策定 | 学部・大学院 | 15 | 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること。 | 15-1 | シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるも　のとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 | シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）又はＵＲＬ等）、学生便覧等関係資料 | 毎年度 | 機関別認証評価分析項目6-4-3教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 15-2 | 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 | 毎年度 |
| 15-3 | すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 | 毎年度 |
| 15-4 | 授業形態（講義、演習、実験、実習等の組み合わせ・バランス）、学習指導法（少人数授業、能力別授業、アクティブ・ラーニング、ICTの活用等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 | 毎年度 |
| 教育課程の実施体制 | 学部・大学院 | 16 | 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること。 | 16-1 | 教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 | ・教育上主要と認める授業科目（別紙様式）・シラバス※実際に授業を担当しない場合で　　も、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任を持っている場合は、その授業科目を担当しているものとする。※適切な科目担当となっていることの最低限の担保として、大学院についても確認する。 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-4-4 |
| 16-2 | 教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。 | 4年に1度 |
| 大学院 | 17 | 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっており、必要な配慮を行っていること。 | 17-1 | 大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。 | 大学院学則 | 4年に１度 | 機関別認証評価分析項目6-4-6、6-4-9 |
| 17-2 | 夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。 | 実施している配慮が確認できる資料 | 4年に1度 |
| 学部・大学院 | 18 | 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること、また、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること。 | 18-1 | 演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する職員の配置、ＴＡ等の教育補助者の配置状況、活用状況を確認する。 | ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やＴＡ等の配置状況、活用状況が確認できる資料 ・ＴＡ等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式）・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式） | 毎年度 | 機関別認証評価分析項目2-5-5、2-5-6 |
| 学習・研究指導体制 | 大学院 | 19 | 学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること。 | 19-1 | 研究指導の基本方針や考え方を確認する。 | 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-3-4 |
| 19-2 | 指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む）されていることを確認する。 | 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | 4年に1度 |
| 19-3 | 複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。 | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料・研究倫理に関する指導が確認できる資料・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料 | 4年に1度 |
| 学部・大学院 | 20 | 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること。 | 20-1 | ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言等が行われていることを確認する。 | 履修指導の実施状況（別紙様式） | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-5-1教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 20-2 | 授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 | 4年に1度 |
| 学部・大学院 | 21 | 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること。 | 21-2 | オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。 | 学習相談の実施状況（別紙様式） | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-5-2 |
| 学部・大学院 | 22 | 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること。 | 22-1 | 履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、学生の人数等に関するデータを把握した上で、学習支援の実施状況について確認する。 | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式）・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料・学習支援の利用実績が確認できる資料 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-5-4 |
| 22-2 | 特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 | 4年に1度 |
| 22-3 | その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 | 4年に1度 |
| 成績評価 | 学部・大学院 | 23 | 成績評価基準を卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること。 | 23-1 | 成績評価基準については、評語（Ａ、Ｂ、Ｃ等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。 | 成績評価基準 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-6-1教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 学部・大学院 | 24 | 成績評価基準を学生に周知していること。 | 24-1 | 学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 | 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-6-2教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 学部・大学院 | 25 | 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること。 | 25-1 | 成績評価の透明性や客観性を担保するための措置についての点検を組織的に実施していることを確認する。 | ・成績評価の分布表・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料※答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等について確認。※45 時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その資料に照らして確認。 | 毎年度 | 機関別認証評価分析項目6-6-3教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 25-2 | ＧＰＡ制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 | 4年に1度 |
| 25-3 | 個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 | 毎年度 |
| 学部・大学院 | 26 | 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること。 | 26-1 | 成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 | ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-6-4 |
| 26-2 | 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 | 4年に1度 |
| 26-3 | 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。 | 4年に1度 |
| 大学院 | 27 | 学校臨床心理専攻において、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること。 | 27-1 | 審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。 | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-7-2 |
| 卒業・修了要件 | 学部・大学院 | 28 | 大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること。 | 28-1 | 大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 | ・卒業又は修了の要件を定めた規定・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-7-1 |
| 28-2 | 修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。 | 4年に1度 |
| 学部・大学院 | 29 | 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること。 | 29-1 | 卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 | 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-7-3 |
| 学部 | 30 | 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること。 | 30-1 | 卒業要件を適用する手順のとおりに実施されていることを確認する。 | 教授会等での審議状況等の資料 | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-7-4 |
| 大学院 | 30-2 | 修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおりに実施されていることを確認する。 | 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | 4年に1度 |
| 30-3 | 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりに実施されていることを確認する。 | 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | 4年に1度 |
| 卒業・修了状況 | 学部・大学院 | 31 | 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した状況にあること。 | 31-1 | 学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）を算出し確認する。 | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※１）（過去５年分）（別紙様式）・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※２）（過去５年分）（別紙様式） | 毎年度 | 機関別認証評価分析項目6-8-1 |
| 学部 | 31-2 | 大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 | 資格の取得者数が確認できる資料 | 毎年度 |
| 大学院 | 31-3 | 大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則して妥当なものであることを確認する。 | 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | 毎年度 |
| DPに則した意見聴取 | 学部・大学院 | 32 | 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること。 | 32-1 | 関係者から意見を聴取することが定められており、その結果を内部質保証体制が確認する仕組み（実施時期、実施主体、意見聴取内容）を設けているかを確認する。 | ・明文化された規定類・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式） | 4年に１度 | 機関別認証評価分析項目2-2-4教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 学部・大学院 | 33 | 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した学習成果が得られていること。 | 33-1 | 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 | 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | 毎年度 | 機関別認証評価分析項目6-8-3 |
| 33-2 | 学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。 | 毎年度 |
| 学部・大学院 | 34 | 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した学習成果が得られていること。 | 34-1 | 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。※教育企画課（分析）、学生支援課（データ取纏）と連携して実施 | 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | 3年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-8-4教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 学部・大学院 | 35 | 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した学習成果が得られていること。 | 35-1 | 就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。※教育企画課（分析）、学生支援課（データ取纏）と連携して実施 | 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | 3年に1度 | 機関別認証評価分析項目6-8-5教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 設備の整備と活用状況 | 学部・大学院 | 36 | 教育研究活動を展開する上で必要なＩＣＴ環境を整備し、それが有効に活用されていること。 | 36-1 | 情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要なＩＣＴ環境の整備状況や活用状況を確認する。  | ・無線LAN環境の整備状況が分かる資料・タブレット端末やデジタル教科書の整備状況や活用状況が分かる資料・デジタルコンテンツ等の整備状況及び活用状況が分かる資料 | 4年に１度 | 機関別認証評価分析項目4-1-4教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |
| 36-2 | 整備状況については、ＩＣＴ環境の整備充実に向けた取組が行われているかについて確認する。 | 4年に1度 |
| 36-3 | 授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤のＩＣＴ化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。 | ・オンラインシステムのマニュアル・学生に対するオンラインシステムの説明資料 | 4年に1度 |
| 学部・大学院 | 37 | 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること。 | 37-1 | 自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 | 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式） | 4年に1度 | 機関別認証評価分析項目4-1-6 |
| 情報の公表 | 学部・大学院 | 38 | 法令等が公表を求める事項を公表していること。 | 38-1 | 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況を確認する。 | ・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式）・該当のWebページ | 毎年度 | 機関別認証評価分析項目3-6-1教育職員免許法施行規則第22条の８関連 |